

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

内国歳入法 871 条(m)に係る経過措置の追加延長に関する IRS 通知 2024-44 の公表

デロイト トーマツ税理士法人 米国税務サービス

2024 年 6 月 12 日号

2024 年 5 月に米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、米国内国歳入法 871 条（m）及び適格デリバティブディーラー（Qualified Derivatives Dealer：以下「QDD」）制度に関する規則を一部改正する [IRS 通知 2024-44](#)（以下「本通知」）／IRS ウェブサイト（英語、PDF）を公表した。本通知は、2022 年 8 月に公表された通知 2022-37 における 871 条（m）に関する経過措置期間をさらに 2 年間延長するものである。通知 2022-37 の詳細な内容については、[2022 年 9 月 6 日付のニュースレター](#)（デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト）を参照されたい。本ニュースレターでは、公表された通知について簡単に記す。

1. デルタワン取引及びノンデルタワン取引における経過措置の追加延長

通知 2022-37 において、871 条（m）の対象取引に関する段階的導入措置が公表されており、2017 年から 2024 年に関してはデルタワン取引のみが対象となり、ノンデルタワン取引が対象となるのは 2025 年以降とされていた。本通知では、当該段階的導入措置がさらに 2 年間延長されることが公表された。これにより、871 条（m）の対象取引は、2026 年まではデルタワン取引のみとなり、ノンデルタワン取引が対象となるのは 2027 年以降となる。

また、当該経過期間の追加延長措置に合わせて、871 条（m）遵守に係る努力規定についても 2 年間の追加延長措置が取られることとなった。これにより、デルタワン取引については 2017 年から 2026 年が経過措置期間、ノンデルタワン取引については 2027 年が経過措置期間となる。これらの経過措置期間中においては、納税者又は源泉徴収義務者は 871 条（m）を遵守するために誠実な努力をどの程度行ったかが考慮されることとなる。

さらに、QDD に関する経過措置期間についても 2 年間の追加延長措置が取られることとなり、QDD は 2027 年より前の年度において、2023 年 QI 契約に基づく遵守に関して誠実な努力を行っている場合には、QDD としての義務を遵守しているとみなされることとなる。

2. 結合ルールにおける経過措置の追加延長

通知 2022-37 において、結合ルールについての経過措置が公表されており、2017 年から 2024 年においては、結合ルールの対象となる取引は店頭取引に限定されており、さらに、上場している取引については結合ルールの対象外とすることとされていた。本通知では、当該経過措置期間についてさらに 2 年間延長され、2017 年から 2026 年が結合ルールの経過措置期間の対象年度となる。

3. QDD 制度における経過措置の追加延長

通知 2022-37 において、QDD 制度に関する段階的導入措置が公表されていたが、本通知の公表により、これらの段階的導入措置についても 2 年間延長されることとなった。これにより、2025 年及び 2026 年においても、QDD はディーラーとして受領した配当及び配当同等物に対する課税、又は、これらの配当に係る源泉徴収はされないこととなった。また、QDD のネットデルタエクスポー

ジャーに基づく871条（m）金額の算出は2027年に開始されることになる。さらに、2025年又は2026年におけるQDDとしての業務に関する定期的検証の実施及びQI契約Appendix Iに規定される事実情報を提出する必要がないことが示された。

おわりに

本通知の公表により、通知2022-37及び2023年QI契約に規定された経過措置がさらに2年間延長されることが決定したが、施行時に適切な対応を行うためにも、金融機関は871条（m）及びQDDの遵守体制の整備を行うことを継続することが重要である。

デロイト・トーマツ税理士法人では、871条（m）及びQDDに関する導入支援及び継続的なサポートサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	添田 みほ子	mihoko.soeda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかつた損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301